

スアレスの「法律」概念

——トマスとの相違を中心として——

阿 南 成 一

は し が き

トマス・アクィナスとフランシスコ・スアレスとのあいだには、それぞれの「法律」の概念に限っても、いくつかの相違点が見いだされる。両者のあいだには約400年の時代の差があるばかりでなく、十三世紀と十六・七世紀の歴史的・社会的事情の大きな違いがある。したがって、同じく「法律」と云っても、現実にそれぞれの時代と社会に存在していた法律は、その形式と機能とにおいてかなり違っていた。

しかし、ここでとくに問題としたいのは、スアレスがトマスとは違った「法律」の概念を構成するに当って、法律と倫理の関係—法律の倫理的基礎づけ、ないしは正当化—についても、かなり違った見解を示していることである。もとより、両者の相違を余りに誇張することは危険であり誤謬を犯しかねない。しかし、両者の相違を見きわめて、なぜそうなったかを解明することは思想上重要な課題なのである。

I スアレスの「法律」概念

スアレスはその晩年の大作である*De legibus, ac Deo legislatore*(1612)の中で法律の概念について詳しく論じ、トマス・アクィナスの周知の法の定義—*ordinatio rationis ad bonum commune ab eo quae curam habeat et promulgata*—を批判してつぎのような彼みずからの定義を与えている。すなわち、法とは、一般的には*Praeceptum commune, iustu ac perpetu, sufficienter promulgatu*であり、より限定的に云うならば、

《actum voluntatis iustae et rectae, quo superior vult inferiorem obligare ad hoc vel illud faciendu》である。

このようなスアレスに独自の法の概念規定において、トマスのそれと異なる主要点は、《praeceptum》あるいは《actum voluntatis》として法を観念していることである。それは、トマスの法概念の中心概念である《ordinatio rationis》の批判的発展の上にてきたものである。

ところで、スアレスはまずトマスの《ordinatio rationis》をとりあげ、この《rationis》をトマスが「法が何らかの *regula et mensura* であること」と説明しているのを批判し、要するにトマスの法の定義は「広義にすぎるとの結論に達した。というのは、スアレスによれば、トマスのように法を《*regula et mensura*》なる《*dictamen rationis*》とするならば、それはたんなる「忠告」も、また「自然法則」をもふくむことになるからである。そうではなくて、法は《*dictamen rationis*》の中でもとくに《*praeceptum obiligandi*》なもののことである。すなわち、ある種の《*obligatio*》を課するもの、特定行為の履行を命令するもののみが法であって、行為の特性(善悪性)自体(例. 祈ること)は、法ではなく、この「善である祈り」を、たとえば「注意ぶかく祈れ」と命令するときはじめて法となる。

スアレスは彼自身のかような法概念—法の特性は命令で、それはより多く意志の作用に適合している—を論証するために、法の三つの特性から論をすすめる。その三つの特性とは、(1) *regulare et metior*, (2) *illuminare et dirigere*, (3) *ordinare* である。

まず第一の《*regulare et metior*》において、その第一原理は神の意志であり、第二原理は人間の意志である。第二の《*illuminare*》とは国民がその理性により法を通じて立法意志を解明することである。そして、第三の《*ordinare*》は目的に対する手段の関係の立法意志による選択であり、法律としての表明のことである。かように、三つのいずれをみても、法はより多く意志作用に適し、あるいは意志作用にのみ適していて理性作用には

適しない、と云える。

以上のようなスアレスの見解は、とくに実定法に関してであるのか必ずしも明確ではないが、彼が「法は知性と意志のいずれの作用に属するか」という当時さかんに論じられた問題に対して、法は「意志の作用でもある」と考えたことはその自然法論においてもよく示されている。そこで、この点の解明のためにスアレスの自然法論に若干言及しておこう。

Ⅱ スアレスの自然法論

スアレスはトマスに従って、自然法をば *lex aeterna* への *participatio per creatures rationales* と考えるが、自然法が *dictamen naturale rectae rationis* と云われる場合に、とくに *ratio naturalis* についての解釈を異にしている。すなわち、自然法が *natura rationis* であるといっても、それは、理性的本性自体ではなくて、これを手段として省察することを意味するにすぎない。なぜなら、理性的本性自体は *illuminare*, *dirigere* などの「法」としての特性をもちえないからである。自然法となるためには、理性的本性による省察の上にそこにさらに「命令」の要素がつけ加えられなければならない。

なるほど、*natura rationis* は人間の行為の善悪の客観的基礎であるが、それはそのままではむしろ基準 (*mensura*) でしかない。しかるに、自然法の「自然」をば *ratio naturalis* と解し、それを人間の行為が本性に適合しているか否かを識別する能力と考え、何を為すべきかについて人間の意志に命令(又は禁止)を課する本性(自然)の掟(法)そのもの(すなわち、自然法)であると説く人びとがある。

かような掟が人間行為の直接的・内在的基準であるかぎり自然法と呼ばれても差しつかえないが、スアレスは自然法を厳密な意味においては人間行為の特定現実の道徳的判断と解しており、この意味では *ratio naturalis* そのものは、たとえ特定の現実判断をなして掟を与えうる能力であり、かつかかるものとして人間の心に保持されているとしても、自然法とは云

えない。しかし、この点是用語の問題であるとして、スアレスもあえてそれ以上の異を唱えてはいない。

つぎに、自然法の拘束力が何に由来するかという問題は当時の自然法論の焦点であり、スアレスもこれに深い関心を有していたばかりでなく、相対立する論争に何らかの解決を与えようとした。すなわち、当時、一方においてはオッカムの流れを汲む意志主義が主張され、自然法の拘束力は自然的理性による善悪の判断と指示とによるよりはむしろただ神の意志のみにもとづくという考えが有力なものとしてあった。これに対し、たとえばスアレスと同じイエズス会のガブリエル・ヴァスケスはいわゆる価値客観義の立場を主張し、善悪の基礎は事物の本性自体であり、そこに自然法の拘束力の根拠があると唱えた。かかる二つの相対立する考え方を背景とし、その中道に立ったのがスアレスであった。スアレスがオッカム流の意志主義を拒否し、基本的にはトマスに従っていたことは明らかである。しかし、スアレスのこの点についての所論は多少あいまいである。すなわち、彼によれば、「自然法」は、端的には本来的に善悪なるものを明らかにする(指示する)のであるが——しかもそのかぎりでは神(又は神意)に言及する必要はない——、他方神はかく自然法によって指示された善悪に人間が従うことを欲せざるを(意志せざるを)えない、あるいは人間が自然法に従う(従わない)ことは自然の創造者である神を喜ばせる(喜ばせない)ことを自然的理性によって人間は知らされる、と述べている。

スアレスの自然法論の功績は、この点よりも、むしろ自然法の主題を明らかにし、たとえば「自然法はすべての善行を命ずるか」を問題にして、その法的(命令的)性格の分析に力をつくしたところにある。

まず、スアレスは自然法の掟をつぎの三つのタイプに別ける。第一は「善をなし悪をさけよ」という道徳の一般的原理である。第二は「神を崇めよ」とか「平穩に生活せよ」という道徳原理である。以上の二つの原理は自明であるが、第三のタイプのもはそうではなく、自明の原理から導

きだされ、理性的反省によって知られるもので、たとえば「姦通は悪である」という類のものである。この掟の眞理を認めることは困難ではないが、「高利は不正である」とか「虚言はいけない」とかの掟はその眞理性を確認するのに一そうの理性的反省を必要とする。

ところで、このように理性的反省が必要なのは、必ずしもすべての善の履行を自然法が命じてはいないことによる。なるほど人間の行為は道德秩序の観点からは善か悪かである。しかし、自然法はある不作為が、またはある別様の作為が、悪である場合にのみ、絶対的の意味において命令禁止をする。悪をさけることは道德上絶対に必要であるから、自然法はすべての悪行を禁止する。しかしある特定の善行をすることは必ずしも必要でない場合もあるので、すべての善行を命令するわけではない。かくして、後者の場合、すなわち諸々の善行の中でどれを掟として命令するか——ここにたんなる善悪の指示であるのみならず、命令でもある自然法の特異性が見いだされる。

Ⅲ 意志主義的法律論

スアレスの法律論を「意志主義」とみなすことには反対があるかもしれない。前述のように、スアレスは自然法の拘束力の問題について、当時相対立していた二つの主張——意志主義と価値客観主義——の中道をめざし、基本的にはトマスに従っていたからである。

しかし、スアレスは「法が知性の作用か意志の作用か」の問題についてとくに章を割き、結局法はその諸特性からして意志作用に一そう適しているとの考えを明らかにしている。そのことは選択および拘束(義務づけ)に関するスアレスの所論がトマスのそれとつぎのように違っていることから、うかがい知ることができる。

いささか図式的に云うならば、トマスとスアレスの差異は左のようにこれを表わすことができる。

判断 → 選択 → 命令

トマス(知性) (意志) (知性)

スアレス(知性) (意志) (意志)

トマスによれば、まず知性は何が善であるかを認識し、意志にこれを提示する。そこで意志は知性を形相とし意志を質料として選択に進むが、この際の選択には「善を為すか為さないか」の選択しか残されていない。かくして今選択されたもの(善)の履行が命令されるが、この命令が知性の作用であるのは命令することとは秩序づけること、諸事物間の秩序を立てることで、このことは知性にふさわしい働きだからである。これに反し、スアレスは知性の判断は意志による選択に対して対象を提示するだけで、それ自体は道徳的に動かし拘束する力をもたないと考える。つまり知性判断の道徳的必然性を否定し、その中立性を主張する。かくて、意志の選択は「為すか為さないか」の二者択一ではなく、本来的に自由なものとなる。そして、この選択の後にその実現をめざす意志作用としての命令がなされる。

トマスとスアレスの上のような相違は「拘束」についての所論の中にもみられる。トマスにとっては知性が「善をなし悪をなすな」と判断したことの必然性の中に拘束の根拠があるが、スアレスによれば——その自然法論でもふれておいたように——ある行為を為さないか、それとも別様に為すかすれば悪であるときに、特定の作為・不作為を命令するところに拘束の根拠がある。知性はせいぜいある行為と結果(目的達成・不達成)の必然性を示すのみで、その必然性を与えることはできない。それどころか、立法意志はそれ自体に必然性がないときでも、具体的必然性を与えて或る行為を拘束できる。要するに、拘束の根拠は「拘束する意志」であり、拘束する権能をもった立法者の効果意志にもとづく命令のみである。ゆえに、目的にとって必要な手段の指示のみからは拘束は生じない。

選択および拘束についての以上のスアレスの所論の紹介、とくにそれと

トマスの所論との相違の指摘は、いささか誇張されたきらいがないでもない。しかし、自然法においてはともかく、実定法に関しては「法」たるために立法者の拘束意志ある命令の具体的選択を強調したことは、やはりスアレスの法律論の大きな特色である。

ところで、以上のようなスアレスの法律論——とくに意志主義ともいえる法律論——がトマスの伝統を継ぐスアレスによってこの時代に説かれたことにはどのような意義があったと考えるべきであろうか。思想史の観点からこの点を若干考察して「むすび」にかえたいと思う。

む す び——思想的意義——

スアレスの法律論を理解するためには、まず当時の知的状況、すなわちすでに述べたように意志主義と価値客観主義の思想対立が神学を中心に道徳哲学および法哲学においても問題になっていたことに注目しなければならない。

オッカムに始まるノミナリズムは神学上神意を極度に強調する意志主義を生じ、それは Gerson (1363—1429) を通じて法哲学の中にもたらされ、Gabriel Biel (1495死) を経て後期スコラ派へも影響を及ぼした。F. Vasquez (1566死) はその代表的人物であった。他方、かかる思想に対抗して法哲学(自然法論)において客観的合理主義あるいは主知主義を主張した人々も現われた。それは Rimini (1358死), Vittoria (1546死), Molina (1600死), G. Vasquez (604死) といった人々であった。

スアレスは中道の説を唱えてこの両思潮を折衷しようとしたばかりでなく、時代状況において説得的な有神論を展開し、また自然法の力を及ぼそうとした。自然法を理性によってのみ基礎づける客観的合理主義——トマスもある意味ではこの立場であった。ただし神の秩序の枠内という大船の中で——は、「神なくしても (etiamsi non Deus) 自然法は存在 (論証) する」という世俗化への地すべりを起した。他方これに対抗して、人々に神への信仰を回復し維持せしめるには無限全能の神意を強調することが必要

だと考えられ、意志主義の神学が展開された。しかし、スアレスがとくに対決の必要を感じたのは価値客観（合理）主義であり、その無神論化への傾斜に対してであった。そこで、スアレスはその自然法論においても神の意志に拘束の源を求めた。

スアレスの時代は一方で信仰の一致が破られて新旧両教に分裂し、他方では国家政治のみならず、諸学問も世俗化を進めた時代であった。当時、自然法が説かれたが、それはかつてのように超自然の中(下)での自然法ではなく、それと切りはなされた——神なくしても存在しうる——固有の領域をもつ自然法であった。なるほど、自然法の諸概念を借用はしたが、中世のそれとは違って人間理性に窮極の基礎をおくものだった。かつてすべてが神の創造秩序を原理としていたのに代って、自然法が倫理、社会、法の原理とされる方向へと進んでゆき、やがていわゆる理性法の時代を迎える。かくて、自然法のかような完全合理化は世俗化と手をたずさえて進んだ。スアレスの法律論が意志主義であるとすれば、それはトマスと違うものとなるが、スアレスはこれによって、無神化・世俗化に対する polemique を試みたと解することができる。

（本稿は中世哲学会における報告のレジュームである。問題の提示と解釈が大胆にすぎたきらいがないでもないが、大方の御教示をいただく機会となれば幸いである。少なくとも「法思想史」研究上は未開拓の時代で、文献資料も不十分なままでまとめたものである。短いレジュームであるので、引用や参考文献指示の註を省いた。）